

みんなの広場

新冠小学校6年生です

ぼくとわたしの



◇ぼくの将来の夢は、プロのサッカー選手になることです。理由は、世界に出て注目されたいからです。

藤高 蓮



◇私の将来の夢は、今まよっていて、なかなか決まりませんが、人が笑顔になれる仕事につきたいです。

伊藤 未彩



◇私の将来の夢は、マンガ家です。絵をうまくかけるように、がんばりたいです。

藁谷 明



◇私の将来の夢は、ケーキ屋さんです。理由は、ケーキ屋さんになって、おいしいスイーツを作りたいからです。

西川 颯希



◇私の将来の夢は、警察官になることです。もし警察官になったら、市民の安全を守りたいです。

本谷 未来



日高ウインターフェス 冬のにかつぷを満喫

2月11日、新栄の新冠場外離発着場において「第5回2012日高ウインターフェス」が開催されました。

日高ウインターフェスは「冬に楽しめる遊びを提供しよう!」と、日高スノーフェスティバル実行委員会主催で始まり、今年で5回目となります。

この日は快晴で、家族連れなど約100名が会場を訪れました。

参加した子どもたちは、スノーモービルやトラクターで引かれたソリやゴムチューブ、大型ゴムボートに乗り込み、長さ1.5キロの特設コースを豪快に疾走していました。

国民年金だより

平成24年度の保険料は
月額14,980円

国民年金からは、老齢基礎年金のほか、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。また、納めた保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。国民年金の保険料は毎年度改定されますが、平成24年度の保険料は、前年度より40円引き下げられ、月額14,980円となります。

毎月の保険料は、日本年金機構から毎年4月上旬に送られてくる一年分の「納付書」によって翌月の末日までに納めます。

納付の窓口は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)やコンビニエンスストアとなっており、また、ほとんどの金融機関で口座振替もできますのでご利用ください。

「学生納付特例制度」とは

学生納付特例制度は、所得がない学生の方が、将来年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障がいが残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなく

なることなどを防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

★ご本人の所得のみで審査

一般の保険料免除(全額免除・一部納付)の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定しますが、学生納付特例はご本人のみの所得で判定することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない学生の方でも、所得がない場合は学生納付特例の対象となります。

★学生納付特例制度の申請手続きが簡素化されています

平成23年度に学生納付特例制度の承認を受けた方で、引き続き平成24年度も同じ学校に在学される方については、3月下旬に送られてくる学生納付特例申請書(ハガキ)に必要な事項を記入の上、返送することにより、平成24年度についても学生納付特例の申請を行うことができます。ただし、次の方はハガキによる申請はできません。

- ① 初めて学生納付特例を申請していただく方
- ② 平成23年度の学生納付特例の承認になっていない方
- ③ 在学される学校等に変更のある方

①②③に該当する方は、役場町民生活課町民生活グループで申請手続きを行ってください。

なお、平成23年度の申請締切は4月27日までとなっておりますので、申請手続きがお済みでない方はお早めの手続きを行ってください。

環境衛生だより

エンゼル券(ごみ処理手数料の減免)の申請について

町では、少子化対策・福祉対策の一環として、2歳までのお子さんや、寝たきりの要介護者が在宅しているご家庭に対して、一定の処理量までの手数料を減免します。

現在、乳幼児と寝たきりの要介護者にとつて必需品である紙おむつを使用している家庭において、申請があった家庭に限り、次のとおり指定ごみ袋を無償で配布します。

- 誕生時・・燃やせるごみ袋(大) 年間30枚
- 1歳の誕生月:燃やせるごみ袋(大) 年間20枚
- 2歳の誕生月:燃やせるごみ袋(大) 年間10枚

● 要介護者・・燃やせるごみ袋(大) 年間30枚

申請方法

お子さんが誕生されたご家庭については、1か月以内に町民生活課窓口で申請してください。

1歳又は2歳のお子さんがあるご家庭については、それぞれの誕生月に申請してください。

寝たきりの要介護者が在宅しているご家庭については、毎年4月に町民生活課窓口で申請してください(4月以降であっても申請は受け付けます)。

申請に必要なもの

- 乳幼児・・「母子手帳」と「印鑑」
- 要介護者・・「介護状態の分かるもの」と「印鑑」

新冠共同墓地の公募について

町で管理している新冠共同墓地について、現在空き区画があり、1年以内にお墓を建立する方で、新冠町に住所を有する方に対し、随時墓地使用許可申請の受付を行っております。

● 新冠共同墓地(字西泊津)
11区画6㎡ 使用料2万円

〇問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ
☎0146・47・2112